

鯖江市議会100条調査特別委員会の 調査経費の追加に関する決議(市会案第6号)

令和4年度における鯖江市議会100条調査特別委員会の調査経費について、900,000円追加し、1,200,000円以内とする。

以上、決議する。

令和4年11月29日

福井県鯖江市議会

<増額の理由> 令和4年9月22日の鯖江市議会定例会において議決された「新ごみ焼却施設等整備・運営事業における疑義の調査に関する動議」の中で、当初、調査経費を30万円以内としていたが、調査を進める上で、弁護士の法的助言が必要であることから、弁護士に係る経費等として90万円を増額することとした。

すべてのケア労働者の大幅賃上げを求める意見書(市会案第7号)

2年以上続くコロナ禍の下、医療・介護・保育・福祉などの現場で働くケア労働者が社会に必要不可欠なエッセンシャルワーカーとされる一方で、その役割に見合った処遇ではないことがマスコミにも取り上げられるようになった。こうした中、岸田政権は先の総選挙前に、看護、介護、保育などのケア労働者の処遇改善を図ることを表明し、2022年2月から9月まで、介護・保育などでは月額9,000円、看護は月額4,000円の処遇改善事業が実施された。

しかし、岸田政権の目玉政策の一つであったにもかかわらず、利用申請等の手続期限が短期間だったために多くの自治体労働者の処遇改善につながらなかったことをはじめ、民間の事業所でも看護では対象が極めて限定的だったこと、介護や保育でも10月以降の制度の不透明さなどから申請がためらわれ、制度を申請した自治体・事業所は限られた。また、引上げ額が低いこと、補助金の対象職種・事業が限定的であることなどから抜本的な改善には至っておらず、現場で働く労働者には失望感が漂っている。

政府は、10月以降の改善について、診療報酬・介護報酬・公定価格の改定、地方交付税措置による人件費財源の改善によって対応すると一般会計で予算を計上した。しかし、看護では引き続き、対象が限定的であること、引上げ額が低過ぎることなど処遇改善事業での問題点はそのまま残っている。少なくとも、すべてのケア労働者を対象とすること、ケア労働者の全産業平均との格差是正、職員配置基準の抜本的な見直しなどとともに、確実に賃上げに結びつく制度へとさらなる充実が不可欠である。

長引くコロナ禍の下、奮闘しているすべてのケア労働者の処遇が改善されるよう、必要な措置を講ずることを要望する。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

- 1 政府は、すべてのケア労働者を対象とした処遇改善事業を実施すること。
- 2 政府は、医療・看護・介護・保育などのケア労働者の職員配置基準を大幅に増員すること。
- 3 政府は、自治体で働くケア労働者の賃上げが確実に実施できるよう地方交付税を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年11月29日

福井県鯖江市議会

(提出先)衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣